

## 目次

### 【コラム】

#### 「申告の手引き」の可能性③

【今月の質問】は、今月は休みとさせていただきます。



主席研究員 笹目孝夫

#### <筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税  
部財政局及び区役所にて固定  
資産税部門の専任職・税務表彰  
受理）2015年 横浜市財政  
局主税部税務課償却資産センタ  
ー退職

在職中より、全国自治体にて、固  
定資産税（償却資産）研修講  
師、全国版研修ビデオ「はじめの  
一歩」「償却資産の基礎」ほか研  
修教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却  
資産の固定資産税実務の現場  
から」（神戸市ほか）著作「償却  
資産の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の実地  
調査研究委員会」委員歴任  
総合鑑定調査 主席研究員  
資産評価システム研究センター  
特任講師 ほか

# 償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和3年12月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

## 【コラム】「申告の手引き」の可能性③

12月になると、翌年度の償却資産申告書の発送時期を迎える。「申告書の手引き」を封入する作業が始まるわけだが、このとき、考えなければならないことがいくつかあり、そして一工夫が必要になる。

それは、「新設」と「廃止」についてだ。

「新設」の申告補足作業は完全にできる流れになっているか。職場の事務の流れを確認する。今年中に新規事業を始めた事業者には、必ず申告書を発送しなければならないが、それは小規模事業者の多くは、資産数が少なく、すぐに免税点未満になってしまう、初年度に把握して申告書を送付することが重要である。

次に、「廃止」だ。既存の償却資産申告者の法人も個人も必ずしも、翌年度に事業が継続されているわけとは限らない。

法人には、休業、支店廃止、倒産による合併解散、清算中あるいは破産手続開始の決定を受けた法人等が所有する償却資産の課税資産がある。この場合、どのような状態になったら、申告書を発送しないようにするのかという問題になってくる。なお、この判別の詳細は別の機会に行うこととする。

清算中の法人の所有する資産についてだが、清算中の法人が所有する資産のうち、清算事務に供しているもの及び事業用資産として他に貸し付けているものは償却資産の課税客体（清算法人が単に所有しているものを除く）となってくる。

ここでの清算中の法人とは、解散によって、本来の事業活動を停止し、財産関係を整理するための残務事務を遂行中の法人で、清算手続が終了したときをもって消滅するものをいっている。

### 行政事例 <清算法人が所有する償却資産に対する課税の可否について>

昭和26 地財委税第1460号

地方財政委員会事務局市町村税課長回答

問1 当町所在次の償却資産は課税の対象となりますか。

1	所有者	東京都中央区銀座西6丁目3 日本人造石油株式会社（代表清算人蜂谷洲平）
2	清算に入った日	昭和24年8月10日
3	事業種目	終戦迄人造石油製造業、終戦後事業廃止現在に至る。
4	償却資産の現況及び処分方法	昨年より解体を開始逐次売却して居るもその殆んどは規模規格の大なることと、戦時規格品の、スクラップとしてより売却できない状態である。勿論、所有者が将来これを使用することは考えられない。
5	その他	この償却資産は昭和20年閣令各省令第1号による財産の保全命令を受けて居る。

答1 第1項については同会社が固定資産税の賦課期日現在、清算事務遂行のためにのみ存続しているものであるから清算事務の用に供するものについては課税できるが、その他のものについては課税できない。

株式会社

## 総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-

18

クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

### <お知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的にではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行ってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、償却資産に精通した講師を派遣し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細については、まずは、お気軽にご相談下さい

そして、個人事業者の中には、年内に亡くなられた方がいる。この方の所有資産を、誰が事業を承継しているかが問題になってくる。

ここで重要なのは、12月の発送までの作業として、個人の生存確認を住民登録で確認することだ。

農業、漁業、アパート、駐車場経営者には、高齢の方が多く、特にアパート、駐車場経営等については、不動産であるため、誰かが、引き継いでいる場合が多い。そのうえ土地を所有していても、相続の関係で、登記簿がすぐに変更されるわけでもない。

事業承継者を把握する。そして、納税者について、厳密に言えば、賦課期日を挟んで、死亡の日が前と後かで異なってくる。そこで、賦課期日の前か後かは、すごく重要になるため、申告書発送の直前に住民票での死亡の確認をすることが有効になってくるのだ。

死亡が確認できた個人事業者については、償却資産申告書の中に文書を同封する。誰が、事業を承継しているのか。継続した事業者名で、必ず申告をしてもらうことを促す文書だ。不動産登記の移動を待っているのは遅く、死亡者に賦課課税すると、そのあとに、複雑な問題が発生することになる。

総務省「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」（平成26年9月16日）で「納税義務者の認定誤り」を通知している。

### <所有者が死亡した場合の納税義務者>

賦課期日前に固定資産の所有者が死亡した場合、相続手続きが完了するまでは、その固定資産は相続人全員の共有に属する（民法898）ものであるから、これらの者が固定資産の所有者となる。

この場合、共有物に対する固定資産税は、共有者が連帯して納付する義務を負うこととされている（地方税法10の21）。

また、賦課期日以後に固定資産の所有者が死亡し、かつ相続があった場合には、死亡した所有者に納税義務があり、その納税義務は相続人等が相続分に応じて承継する（地方法9）。

### 実務提要 <被相続人が死亡した場合の課税について>

問 すでに死亡して相続権者が二～三名あるが遺産相続もせず、そのままになっている固定資産について、実質的に管理使用している者に合算して課税してよいか。また、合算課税する場合は、本人の承諾を必要とするか。合算課税は全くできないものなのか。

答 質問の内容が判然としないので、一般的に考えられる次の二つの場合について考える。

(1) 賦課期日前に被相続人が死亡している場合

法343条第2項により、所有者として登録されている者が死亡しているときは、賦課期日現在において、現にこれを所有している現実の所有者が納税義務者となり、設例の場合、民法第898条の規定により、当該固定資産は相続権者の共有の属するものであり、法第10条の2第1項の規定により、連帯納税義務が発生するので、そのいずれに対して課税しても差し支えない。

(2) 賦課期日後、被相続人が死亡した場合

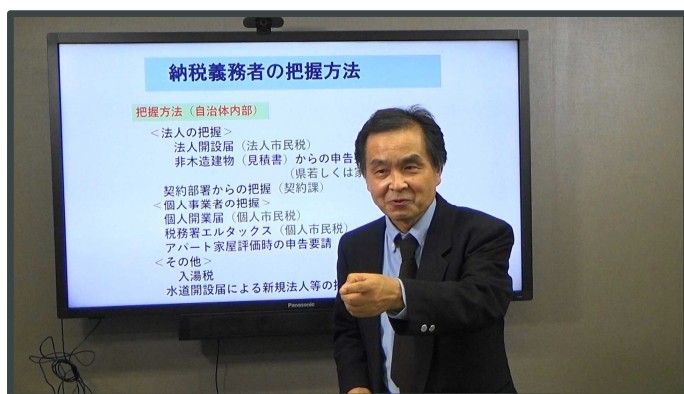
民法第900条から第902条までの規定による相続分によりあん分して計算した額を各相続人に課税すべきであって、設例の場合、実質的に管理、使用している者に合算課税すべきではない。

(3) なお、相続権者の全員が相続放棄した場合は、相続財産法人が設立されるので、(1)の場合にあつては、当該相続財産法人に課税され、(2)の場合にあつては、当該相続財産法人から、未徴収分を徴収することができる。

# 償却資産 担当実務者向けレポート 無料解説動画のご案内

これまでに約200以上の自治体の償却資産実務の現場に研修等で関わってきた  
笹目孝夫 主席研究員（元横浜市財政局主税部 償却資産専任職）が執筆する  
「償却資産担当事務者向けレポート」について、本人によるレポートの解説動画が  
下記のとおり視聴することができます。

## 【解説動画の様子】



[12月号] では  
10月号、11月号に引き続き、「申告の手引き」  
の可能性について解説しております。

## これまでの解説内容

[8月号]

- ・市町村の実践事例の紹介
- ・「納税通知書」の郵送送付以外の方法

[9月号]

- ・横浜市実践事例の紹介ほか
- ・「納税通知書」送付が返戻された場合の効力

[10月号]

- ・「申告の手引き」の可能性 ①

[11月号]

- ・「申告の手引き」の可能性 ②

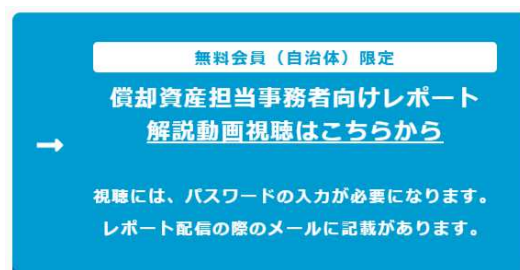
## 動画視聴はこちらから

「総合鑑定調査」のキーワードで検索

総合鑑定調査	検索
--------	----



こちらのボタンをクリック



パスワードは「 **sogoskt** 」を入力ください。